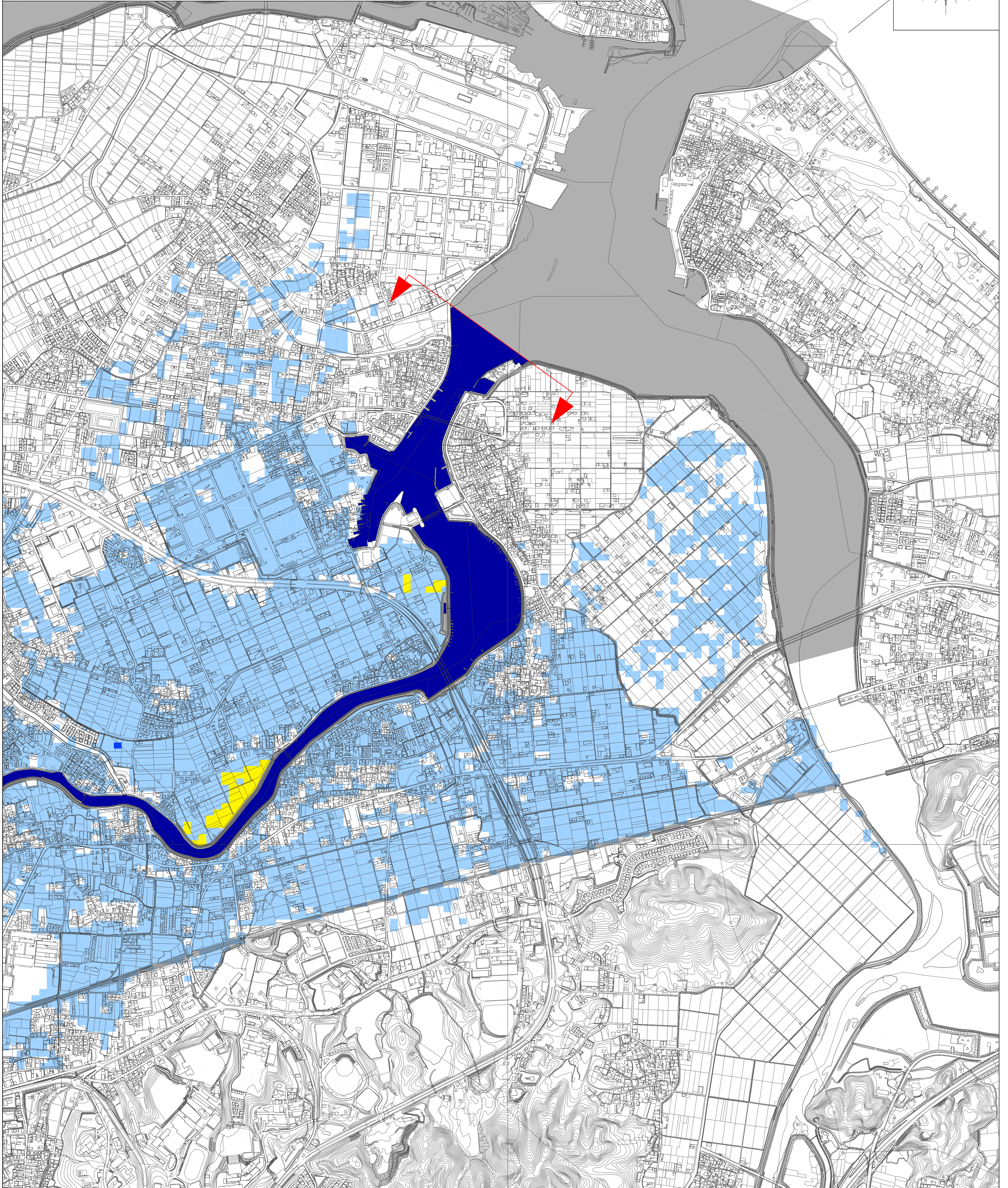
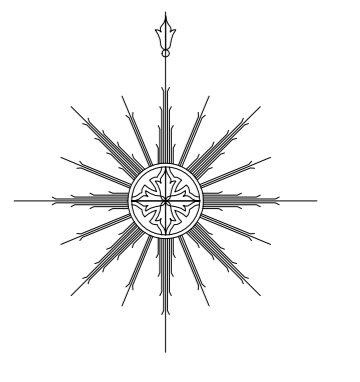


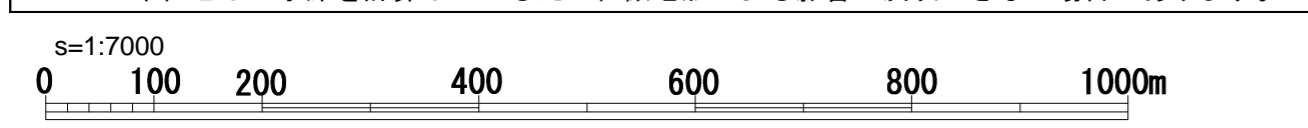
# 宮川水系勢田川 洪水浸水想定区域図 [浸水継続時間(想定最大規模)](伊勢市 1/2)



1 説明文  
 (1) この図は、宮川水系勢田川の水位周知区間について、水防法の規定に基づき浸水継続時間を表示したものである。  
 (2) この浸水継続時間は、指定時点の勢田川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により勢田川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。  
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合や、浸水継続時間が明示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

2 基本事項等  
 (1) 作成主体 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所  
 (2) 指定年月日 平成29年6月2日  
 (3) 告示番号 国土交通省中部地方整備局告示第64号  
 (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項  
 (5) 対象となる水位周知河川  
 ・宮川水系勢田川(実施区間)  
 ・左岸:朝川合流点から五十鈴川合流点まで  
 ・右岸:朝川合流点から五十鈴川合流点まで  
 (6) 指定の前提となる降雨 勢田川流域の3時間総雨量 301mm  
 (7) 関係市町村 伊勢市  
 (8) その他計算条件等  
 ①この図は、勢田川の水位周知区間で破壊した場合の浸水継続時間を図示しています。  
 ②この図は、勢田川の勢田川防濁水門より上流において、一定の条件で破壊させたときの氾濫解析計算結果を基に作成したものです。  
 ③氾濫計算は、対象区間をおよそ25m間隔の格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

凡例	
浸水継続時間(ランク別)	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightblue;"></span>	～12時間
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:mediumslateblue;"></span>	～24時間(1日間)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow;"></span>	～72時間(3日間)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:orange;"></span>	～168時間(1週間)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:red;"></span>	～336時間(2週間)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:darkred;"></span>	～672時間(4週間)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border-top:1px dashed black;"></span>	市町村境界
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:gray;"></span>	河川等範囲
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:blue;"></span>	浸水想定区域指定の対象となる水位周知河川



国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 平成29年6月

この図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011 三重県共有デジタル地図(撮影原データ 地上解像度12~20cm)」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第31号)  
 本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。